

# 国民健康保険税の 納税通知書・ 決定通知書を 7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

**通知書の内容を  
必ずご確認ください**

窓口で納付する方、口座振替により納付する方には、納税通知書と決定通知書を送付します。

すでに年金天引きで納付している方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

## 保険税の税率等について

令和3年度の保険税の税率を改定しました。改定内容は表1のとおりです。

【表1】

	所得割	均等割 ※1人あたり	平等割 ※1世帯あたり	課税 限度額
基礎分	7.3% (7.7%)	20,000円	20,000円 (21,000円)	63万円
支援金分	2.7%	10,000円	なし	19万円
介護分	2.1%	16,000円	なし	17万円

※( )内は令和2年度  
※所得割は、前年の所得から基礎控除最大43万円を引いた額に、各税率をかけて算出します。

**所得申告により保険税が  
軽減される場合があります**

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が軽減基準額以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されます。所得不明な方がいる場合は軽減の対象となりませんが、所得申告が必要な方は、必ず申告してください。

## 特例対象被保険者等の 負担軽減措置があります

会社都合など、特定の理由で離職された方は、表2の要件に該当する場合、保険税が軽減されますので、必ず届け出をしてください。  
※令和2年3月31日から令和3年3月30日の間に離職し、届け出をして令和2年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方については、令和3年度分も自動的に軽減が適用されます。

## 新型コロナウイルス感染症 の影響による保険税の減免 制度があります

次の要件を満たす世帯は、申請により令和3年度の保険税の減免を受けられる場合があります。

### ◆対象要件

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年の収入（事業・不動産・山林・給与のいずれか）が、令和2年に比べて10分の3以上減少することが見込まれ、次のいずれの要件にも該当する世帯

- ・主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額が100万円以下であること
- ・主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る所得を除いた令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

※減収が見込まれる収入に係る令和2年の所得額が0円

またはマイナスの場合は適用なりません。

※表2の要件に該当し、軽減が適用される方は雇用保険の基本手当（失業給付）により一定の保障がされるため、給与収入の減少による本減免は適用なりません。

### ◆受付開始

令和3年度当初納税通知書発送後です。

### ◆必要書類

- ①の場合
  - ・医師の診断書等
- ②の場合
  - ・世帯全員（国保被保険者）の令和2年中の収入、所得が分かるもの
  - ・主たる生計維持者の令和3年1月以降の収入実績が分かるもの

詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

問合せ

国保年金課（2階）  
☎(20)1503 FAX(20)1600